

郡稲の成立とその意義

米田, 雄介 / YONEDA, Yusaku

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

30

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

15

(発行年 / Year)

1978-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010959>

郡稲の成立とその意義

米 田 雄 介

はじめに

律令制的地方支配体制の成立を財政的側面から考えたいと思っているが、その一つの素材として郡稲を取り上げてみよう。

郡稲はその名の通り、郡に蓄えられている稲で、天平四年度の越前国郡稲帳によると、国郡の臨時雑用の費用として龐大な量が支出され、律令国家財政のかなり重要な部分を担っている。ところが郡稲は、その成立過程が必ずしも明らかでないばかりか、規模や機能、さらに郡稲の財源について明確になっていない。^①いうまでもなく郡稲関係の史料に制約のあるためである。それだけに郡稲に関する史料の解釈は一樣でなく、議論に決着をみないのであるが、郡稲とは何か、それが律令国家にとって、どのような意味をもっているかを考えるために、まず大変繁瑣な史料解釈をおこない、そこから導き出されるいくつかの問題を取り上げながら、それを律令国家の成立過程に位置づけてみたいと思う。

一 和銅五年太政官処分の解釈

『続日本紀』和銅五年八月庚子条に、

太政官処分、諸国之郡稲乏少、給用之日有致廢闕、宜准国大小割取大税、以充郡稲、相通出举、所息之利、随即充用、事須取足、勿令乏少、但割配本数、不令減損、自今以後、永為恒例、

とあるのが郡稲の初見史料であるが、右文より明らかなごとく、郡稲は和銅五年以前より存在しており、すでに大宝令に

郡稲の成立とその意義（米田）

も規定されていたと考えられる。しかし大宝令に存在が確認できたとしても、その性格や規模、財源などは知ることが出来ず、和銅五年太政官処分は郡稻を考える上での基本的史料である。

さて当太政官処分の主旨は、諸国の郡稻が乏少しつあるため、給用の日に不足勝ちとなるので郡稻の補充をはかりうとした⁽²⁾、といえるが、その方法に就いては条文の解釈の仕方によって、いくつかの理解に分れる。

すなわち当太政官処分の中で、二箇所⁽³⁾に就いて、論者の間に訓み方、したがって文意の取り方に異論がある。前掲の太政官処分の傍線④⑤の箇所がそれである。

④に就いて二通りの訓み方がある。(一)は「相^シ通^シ出^シ挙^シ所^シ息^シ之^シ利^シ」と訓み、(二)は「相^シ通^シ出^シ挙^シ、所^シ息^シ之^シ利^シ」とするものである。(一)は朝日新聞社本及び新訂増補国史大系本の『統日本紀』の訓読で、それによると、大税から割取したものを出挙して得た利息と、乏少しつある従来の郡稻を相通じると解することになる。これに対し(二)は、水野柳太郎・藺田香融・虎尾俊哉・宮原武夫氏らの訓み方である。もっとも同じ訓みでも、論者によって文意に差があつて、水野氏や虎尾氏は、大税の一部を割いて郡稻とし、従来の乏少しつあつた郡稻と相通じて出挙するとし、藺田氏は、大税を割取して得た郡稻を正税とともに相通じて出挙すると解される。但し藺田説については宮原氏の批判があるように、和銅四年に大税は三年間の借貸を命じられているから、和銅五年に大税と郡稻を一本化して出挙すると令するのは不自然である。また宮原氏はかつて水野氏らと同じ解釈をされたが、後述の如く当太政官処分の主旨を郡稻の補充でなく、郡稻出挙であるとし、他の雑色官稻出挙創設の記事と対比しながら、「相通出挙」を「毎年出挙」に置き換えて訓むべきことを提唱された⁽⁵⁾。

このように「相通出挙、所息之利」について二通りの訓みがあり、同じ訓みでも文意を異にするのであるが、結論からいうと、私は(二)の水野氏らの解釈が最も自然だと考える⁽⁶⁾。

まず(二)の訓みのうち、藺田氏の解釈については前述の如く宮原氏の批判が妥当であろう。しかし宮原氏の新釈には問題がある。「相通出挙」を「毎年出挙」と置き換えるのは用例が存しないこともあるが、文献の処理の仕方からいっても納得できない。また氏は④の前文に就いて、④と切り離して訓むべきだとし、「宜^ニ准^ニ国^ニ大小^ニ、割^ニ取^ニ大^ニ税^ニ、以^ニ充^ニ郡^ニ稻^ニと」と訓んで、「相通出挙」以下を別の段落の文章とされた。しかし漢文の訓み方としては、「宜准国大小」の「宜」は「相

通出挙、所息之利、随即充用」にまでかけなければならぬ。そしてもし一步譲ったとしても、宮原氏の如くに訓むと「事須取足、勿令乏少」の意味が曖昧になってしまう。したがって現在のところ(二)の訓みに従うなら、水野・虎尾氏らの解釈を妥当とする。

しかしまだ(一)(二)のいずれの訓みが妥当かの結論を出すまでに至らない。実際④の部分の解釈のみで結論を急ぐことは出来ないからであるが、当太政官処分⁽⁷⁾の主旨が、乏少しつつある郡稲の補充にあるとすると、補充した郡稲の維持もまた重要な問題となろう。当太政官処分⁽⁷⁾の文末に記す⑤の部分は、郡稲の維持に関するものであるが、⑤の文意を明らかにすることで、④の(一)(二)のいずれが妥当であるかを判断出来るのではないかと思われる。そこで⑤の意味を考えていくが、実は⑥の解釈も多様である。

まず虎尾氏は、⑥の文中にみえる「永為恒例」の文言に注目し、臨時的でない制度の新設または改正を意味する文言だとし、郡稲が大宝令制定当時からあったとすると、当太政官処分⁽⁷⁾は郡稲制度の改正で、出挙制の採用に他ならないとされた。これに対し水野氏は、虎尾氏の指摘する前半部には賛成されたが、後半の郡稲出挙の開始と見る点に同意しかねるとし、⑥の部分の主旨は、増加した郡稲数の確保を令したもので減損を認めないものだとし、それが「永為恒例」の文意だとされた。⁽⁸⁾大略水野氏の理解するところに私も賛成であるが、⑥の訓み方の点では、少しばかり見解を異にする。

⑥の訓み方について、(一)朝日新聞社本及び新訂増補国史大系本『統日本紀』は、「割配本数⁽⁹⁾不⁽¹⁰⁾令減損⁽¹¹⁾、永為恒例⁽¹²⁾」と訓ませている。この訓みによると、「本数に割配し、減損せしめず」となるから、本数は在来の郡稲を指すことになる。また⑥の部分に限って訓むと「本数」を大税と考えることもできそうであるが、全体の文脈の中で⑥をみたとき「本数」を大税と解するのは妥当でない。ところで(二)虎尾氏は、これを「割配本数⁽⁹⁾」と訓んで本数を本稲と置き換え、大税から割き取った郡稲の本稲数の意味だとされ、田名網宏氏もその解釈に賛同し、大税から割き配された稲(補充された郡稲)を減損してはならないものと解されたのである。⁽¹⁰⁾水野氏も「割配本数⁽⁹⁾」と訓むのに賛成されたが、虎尾氏や田名網氏らと違って、乏少しつつある郡稲と大税から割取った稲を混合して出来た新しい郡稲が本数であると解釈された。しかしそう解釈すると、「割配本数⁽⁹⁾」とあった文言に適當であろうか。私は「割配本数⁽⁹⁾」と訓むのに賛成するが、その意味は大税から

割いて配した新しい郡稲であると思う。そのように解すると、「割配本数」は、④のすぐ上にある「割取大税、以充郡稲」に対応するのが明らかになる。そしてそれはさきに保留した④に関する(一)の解釈のうち、(二)の解釈(水野氏の解釈)に対応すると考えられる。したがって私は④の部分の意味は、大税そのものを割いて得た郡稲と旧来の乏少しつある郡稲を相通じて出挙し、その息利を雑用に充てると解釈するのがよく、それを受けて⑤では、大税そのものを割いて得た本数、すなわち新郡稲数を減損させないように令したものと考えるのである。

さて右の理解に従うと、郡稲には二種類のものがあつたことになる。郡稲は和銅五年の太政官処分によつて、従来の乏少しつある郡稲と新たに補充された郡稲の二種のものが成立し、⑤で維持するのを令された郡稲は、大税から割いて得た新たに補充された郡稲である。したがって側面を換えていえば、従来の乏少しつあつた郡稲は減少しても止むを得ないが、補充した郡稲は減損せしめてはならないのである。郡稲にかかる二種のものが成立したとした場合、その意味が問題になるが、具体的には後述することにし、ここでは、二種の郡稲の取扱ひ方、觀念の差違に律令国家の地方支配の在り方が端的に示されているとだけ指摘しておく。

二 令文にみえる郡稲と官物

養老賦役令土毛条に、わずかに一度だけ郡稲の語がみえるが、同条は大宝令にもおそらくそのままの形で収録されている⁽¹¹⁾と思う。しかし他の令条文に郡稲の名称は一度も見えないが『令集解』の明法家の諸説によると、官物の語に郡稲と注記するものが少なくない。そこで水野氏は官物Ⅱ郡稲と解釈された⁽¹²⁾。これに対し宮原氏は、官物と郡稲は令文上区別されているし、明法家の諸説はそのまま信ずるに足りないとの立場から、郡稲はごく規模の小さい財源であるとされる⁽¹³⁾。

天平二年度の隱伎国郡稲帳及び天平四年度越前国並びに同年度の播磨国郡稲帳には龐大な量の雑用が記されている。藺田氏はそれらを整理して雑用支出一覧表を作成されたが、さらに水野氏は令文中にみえる官物は郡稲を指すとしたあと、藺田氏作成の表を基に官物と雑用支出との対応関係を整理した表を作られた⁽¹⁴⁾。その表は、雑用支出の法的根拠を示したものととして注目されるが、宮原氏の批判がある⁽¹⁵⁾。

水野氏らは、天平初期の郡稲帳に記載の雑用支出は龐大な量であるから、令文中の郡稲の記載のみで処理出来ない。それに明法家が官物Ⅱ郡稲と注記する点から、その説に従うと、郡稲帳所載の雑用支出費目と令文の官物支出を規定する条文は対応するとされるが、宮原氏は、水野氏が官物Ⅱ郡稲と解するのは誤まりで、令文自体が官物と郡稲を区別していること、明法家の説は郡稲制の解体後のもので信をおき難いこと、天平初期の郡稲帳にみえる龐大な量の郡稲支出は、和銅五年に郡稲出挙が開始されたあとのことと、それ以前の状況を郡稲帳の分析から考察出来ない」と批判された。

右の宮原氏の批判は大概ね首肯できる。第一に、官物と郡稲はともに令文上に記載されていること、第二に、明法家の諸説のすべてが官物Ⅱ郡稲と記しているわけではないこと、第三に、和銅五年前後から郡稲支出が増加しはじめていると考えられることなどから、私は宮原説を基本的に支持するが、論証の過程では必ずしも宮原説に一致していない部分もある。そしてその相違点から郡稲の性格が明らかになると思われるので、繁雑になるが論証しておくたい。

まず第一に、令文上の官物と郡稲の関係である。令文に郡稲とあるのは、賦役令土毛条のみで、類似のことを記している同令貢獻物条をはじめ多くの条文に官物と記している。宮原氏も指摘の如く、もし郡稲Ⅱ官物なら、わざわざ土毛条に郡稲と記す必要はない。なお貢獻物条をはじめ官物と記す条文の多くは唐令に該当条文が見えるが、土毛条は日本令固有のもので、おそらく大宝令以前の旧慣を法制化したため郡稲と記したとの解釈がなされている。しかし唐令を仔細にみると、土毛条に関係する法文の存在を推測できる。ただし日本令では賦役令、唐令では田令の可能性もあるから、取扱い上、大きな差違があることになるが、いずれにしても土毛条に郡稲と記すのは唐令に該当条文がないからとは速断できない。官物と郡稲の令文上の使いわけには十分考慮すべきであろう。

第二に、明法家が官物Ⅱ郡稲と解釈している点であるが、明法家のすべてがそのように解釈しているわけではない。『令集解』によると、官物Ⅱ郡稲と解釈しているのは、賦役令貢獻物条の古記と穴の両説、儀制令五行器条の額説、同令元日国司条の穴説、厩牧令駅伝馬条の釈説、同令乗伝馬条の義解で、官物Ⅱ正税とみるのは、賦役令貢獻物条の朱説、營繕令貯庫器仗条の額説、儀制令元日国司条の朱説である。

右で注目されるのは額説である。額説を含めて右の諸説は、郡稲制の変質後のものではあるが、額説は官物を郡稲とも

正税とも注している。同一人による注釈とすると、額説の混乱、不見識というべきであらうか。儀制令集解元日国司条に、国衙の宴の財源として「其食以当処官物及正倉充」とみえ、義解、穴説、朱説はともに正倉Ⅱ正税とするから、官物と正税は並列的に捉えられ、前掲の諸説のうち官物Ⅱ正税とするものはすべて誤りとならざるを得ない。それでは官物Ⅱ郡稻と解さねばならないのであろうか。もともと官物とは郡稻をも含む稻のことで、ある段階以降、官物を用いるのに主として郡稻を充てるようにしたこと、官物が恰かも郡稻と同義語の如くに解され、かかる官物の変化が、さきの明法家の解釈に影響してはいないだろうか。その点を確かめるために、令文中にみえる官物の費途を整理しておこう。

官物は、諸国より中央への貢献物の費用（賦役令貢献物条）に充てられるのをはじめ、国郡衙の備品の調達（儀制令五行器条）や器仗の修理（營繕令貯庫器仗条）、年中行事の費用（儀制令元日国司条）に充当される。また伝使の往来のさいの供給費（厩牧令乗駅伝馬条）、伝馬の購入費（同令駅伝馬条、同令乗伝馬条）、その他臨時の出費（儀制令五行器条、賦役令赴役身死条）にも用いられる。

これらの費途から官物の特質を整理すると、つぎのようになる。

①官物の用途は、直接律令国家財政を維持するためというより、律令制的地方行政の運営費的性格をもつ。②官物の出費は限定された額で、賦役令貢献物条に貢献物の代価としての布は「不得過五十端」とある如く小規模である。それに關係するが、③官物の出費は、必ずしも申官の義務を有さない（營繕令貯庫器仗条）。④官物は国郡衙の行政費の性格を有するが、そのいづれとも限定すべきではない（儀制令五行器条）。

律令国家財政を大別すると、中央に貢進される調庸と、地方に留保された田租・大税に分けられる。しかし地方に留められた田租・大税が国司の自由な処分を認められていたのではなく、中央政府の管轄下におかれているから、地方行政費としては田租・大税以外に求めなければならない。従来それを郡稻と考えてきた。律令国家は郡を支配の基礎単位として成立し、収取も郡を基盤にしているから、国衙は郡衙さえ把握しておけば、地方支配をおこない得たともいえる。だが国衙機構の維持に当り、すべて郡稻に依存し、国衙独自の財源を所有しなかったのだらうか。郡稻に対して国司の管轄権が早くに成立しているとする見解があるが、郡稻以外に国衙の行政費を想定できないとすると、律令制的地方支配体制の在り

方から右の見解に従わざるを得ない。しかし私は、元来官物Ⅱ郡稲とはみず、官物の中に国衙独自の財源が含まれていたと考えるから、郡稲を過大評価できない。

国衙が郡稲以外に独自の財源を有していたのは『続日本紀』養老四年三月己巳条に「除租税外公稻、擬充国用、一概无利、恐其頓絶」とみえ、以後十分の三の利率による出挙を認めていることから証明できる。租税外公稻の実態は不明であるが、田租・大税以外の公稻を国衙が有し、無利息で貸付けており、国用に供していたのがわかる。また神亀元年三月甲申条に国儲という新たな雑色出挙稲の成立を伝えているが、国儲は、大税を割取して出挙させ、その利稲で朝集使の在京時（または還国の間）²⁰、非時差使、調庸を除く向京担夫等の粮料に当てることにしたとある。このうち「朝集使在京及非時差使」の経費は当然神亀元年以前から公費を給していた筈である。租税外公稻の出挙開始や国儲の成立は、国衙固有の財源の確保を目的にすると考えられるが、一方で郡稲の拡大を計っていたから、何故に国衙財源の確保が問題になるのであろうか。もともと令文にみえる官物には、郡稲の他にかかる国衙固有の財源が含まれており、和銅五年に郡稲が拡大され、そのとき国司の管轄権が従来以上に強化されると、²¹官物を以て充てるとする費用の大概は郡稲で支弁されるようになるのではあるまいか。何故なら官物は国司の管理下にあり、郡稲も国司によって支配されるとすると、国司は固有の財源でなく郡稲を以て諸経費に支出するからである。

たとえば『続日本紀』によると、和銅四年閏六月丁巳条に挑文師を諸国に遣わし、錦・綾の織成を教習せしめているが、翌年七月壬午条には、伊勢・尾張等二十一箇国をして綾・錦を織らせている。中央政府はこの織成の費用に就いて具体的に指示していないが、越前国郡稲帳には錦・綾それに羅の織機の修理料が計上されている。ところでさらに注目されるのは同郡稲帳に記す雑用総数一五一五・五八束のうち右の修理料は三四六二・五束で全体のほぼ五分の一である。かかる龐大な郡稲支出品目の追加は例外としても、郡稲帳には令文で官物とするものを郡稲で支出している如く、郡稲の支出は増加してくる。

しかし国衙としても固有の財源を留保したまま郡稲のみを支出するわけにも行かず、そこで国衙固有の財源を確保するため、従来無利息であった租税外公稻の出挙、ついで国儲の設立をはかったのであろう。大税帳にみえる公用稲とは右の

稲のことと思われる。

以上の如く、官物は郡稲の他に国衙固有の財源も含むものであったと考えてよいと思うが、何故それを官物と称しているのかなど、まだ解決を要する問題がいくつかある。その点を次章以下で検討する。

三 郡稲出挙について

郡稲の性格を考えるうえで欠如出来ない問題の一つは、郡稲出挙の開始時期である。

さきにも述べた如く、和銅五年太政官処分²¹の末尾にある「永為恒例」の文言に注意を払われた虎尾氏は、このとき郡稲出挙が開始されたとし、宮原氏も雑色官稲出挙に関する史料と対比させながら、郡稲出挙の開始を和銅五年とされた。一方、藺田氏や水野氏らは、天平期の郡稲帳の分析から、厩大な支出をはかる郡稲が出挙されることなしに、いかにしてその財源を維持できるかとし、郡稲出挙は郡稲の成立期に遡るとされた。もとよりこの両氏の説に対しては前述の宮原氏の批判があるが郡稲が成立当初より郡稲帳に記されているほど厩大なものではなかったとされる。

郡稲出挙の開始期についての対立する両見解について、すでにその一部は前章中で紹介しておいたが、それらを含めて更めて述べてみよう。

和銅五年に郡稲出挙が開始されたか否かの議論の分岐点は、出挙することなしに郡稲の財源が確保できるかどうかにある。前述の如く水野氏らは、天平初期の郡稲帳を基に厩大な量の郡稲の維持は出挙以外にあり得ない、とされた。²²しかし私は、すでに明らかにしたように、郡稲量の拡大は和銅年間に求めるべきであると考えから、当初から水野氏らのように郡稲量が郡稲帳にみえるほどのものであったとは思えない。一方宮原氏は水野氏説を批判したあと、郡稲出挙が和銅五年に始まるが、それ以前の郡稲の財源は郡司職分田にあったとし、職分田の穫稲を郡稲とされる。²³しかしこの見解にもない。もとより氏は、郡稲の用途を天皇の即位というような臨時のさいの土毛貢獻とされるので、郡稲を郡司職分田の穫稲で十分処理できるとされるが、郡稲の用途は前述の官物の説明でのべた如く土毛貢獻に限定することはできない。それにまた郡稲が郡司職分田の穫稲を財源とし、その用途が臨時の土毛貢獻のみに限られていたとすると、和銅五年太政

官処分で、「諸国之郡稲乏少、給用之日有致廢闕」との文言に対する説明が出来なくなる。これに対して宮原氏は新しい貢納義務の負担をかけたためと考えられるが、そのような負担を郡稲にかけた法的根拠は一体何にであろうか。宮原氏の新説に対してもなお判然としないが、私はつぎのように考えている。

郡稲は国衙固有の稲（公用稲）とともに官物と称されていた。公用稲のうち租税外公稲に就ては養老四年に始めて出挙がおこなわれるまで無利息であった。だからといって郡稲も無利息であったとは考えられない。実際に租税外公稲がいかにしてその財源を確保しているか明らかでないが、養老四年の出挙のさいも当時の一般の利率を下廻る十分の三の利率でおこなわれているのは、出挙以外に毎年僅かながらも財源を確保する途があったのであろう。これに対し郡稲は出挙以外に財源を求められないが、和銅五年太政官処分を境に出挙の意味に相違があったのではないかと考えている。

さきに当太政官処分で二つの郡稲が成立したとのべた。一つは、従来の乏少しつつある郡稲、もう一つは大税から割取した郡稲である。ところで当太政官処分の㊤の部分で、大税から割取した郡稲を減損させてはならないとし、その数を「永為恒例」としている。逆にみると、在来の乏少しつつある郡稲は減損しても止むを得ないと判断できる。二つの郡稲に対する政府の認識の差の由来は、大税を割取したか否か、国家の財源を割いたか否かの差違にある。もとより二つの郡稲は相通じて出挙され、ともに国司の管理下におかれるが、在来の郡稲に対し、補充した郡稲の方がはるかに国家的性格を帯びているのである。すなわち和銅五年以前における郡稲は、郡稲の起源（後述）から考えて郡司らによる私的な出挙がおこなわれていたのに対し、和銅五年の太政官処分以降、郡稲出挙も公出挙として国家的税制の一環に組込まれることになったのではあるまいか。

律令国家はその成立期に於いて、地方豪族のもつ政治的支配を否定することは出来ず、むしろ彼らの持つ在地支配権を半ば公認する形で彼らを律令国家体制に組込んでいたが、それと同様に財政面においても、中央政府が在地の豪族らの、既往の経済的活動を全面的に否定したとは考えられない。それよりも彼らの経済活動に依存した形で地方財政の確立・運用をはかっていたのであろう。

平城京の造営開始後、中央政府の地方支配強化が顕著になってくる。たとえば和銅五年にかぎってみても、四月丁巳

(十九日)には郡の主政主帳の補任方式が変更され、中央政府の試験を経なければならないとし、五月甲申(十六日)には郡司の考課の基準を明らかにし、翌乙酉(十七日)には律令に習熟しない者の取締りを強化すると令したあと、弾正・巡察使の派遣による官人の監督支配をおこなわしめるなどがある。郡稲出挙の開始もこれら地方支配の強化と一連のもので、地方財政を国家・国司が掌握しようとしたものではあるまいか。

四 郡稲の成立——むすびにかえて——

三章にわたって郡稲に関する議論を紹介しながら、郡稲の性格を追求してきた。その結果、つぎの点が確認できる。

律令国家成立期の地方財政は、郡稲と租税外公稲といわれる国衙固有の財源(公用稲)があり、令文上それらを総称して官物としていた。しかし和銅五年以前において、郡稲は必ずしも国司の管轄下にあつて運営されていたのではなく、郡司が伝統的に管理していたが、和銅五年に至って郡稲の乏少という現実のもとに、国家は大税を割取して郡稲出挙を公出挙に改め、中央政府による地方財政の掌握をはかろうとした。

右のように郡稲を解釈すると、郡稲が官物の一部に組込まれる過程、すなわち郡稲の成立過程が問題になろう。本論のむすびにかえて、その点を論ずることにする。

郡稲の財源を出挙とし、その起源をミヤケ、国造領のいずれに求めるかで議論があるが、いずれかに限定する性格のものでなく、ともに出挙による経営がなされていた。ミヤケでは出挙による利稲が貢納米として中央に送られるのに対し、国造領では国造の倉庫に蓄積されていた。しかし大化改新以後に新たな地方支配体制、すなわち評制の成立によって、地方財政のうえで大きな変化が現出する。

周知のように評の成立過程を具体的に伝える『皇太神宮儀式帳』には、評の官人の補任と「屯倉」の設定が記されている。「屯倉」はすでに指摘されている通り、⁽²⁵⁾評行政の拠点としての官舎の他に、評の収納物を納める倉庫の意味を持つが、そこに収納されるものは、かつてアガタやミヤケで徴収されたものが引き続いて収められたことであろう。しかも評の中にはアガタやミヤケを母胎に成立しているが、アガタやミヤケがそのまま評になったのではなく、それらを核に周辺部

の村落を包括して評に転じている。⁽²⁶⁾したがって新たに評に編成された村落に対しても、かつてのミヤケなどと同様に出挙がおこなわれ、倉庫に利稻が蓄えられたと考えられる。なお天平初期の大税帳にみえる經常支出項目の年料春米は、大宝田令田租条に関連するとされている。⁽²⁷⁾当条は唐令に該当するものがなく、日本令独自のものらしいが、その沿革をたどるとミヤケからの貢納米に系譜が求められる。ミヤケが評に改組されたあとも、かつてのミヤケからの貢納米は評から中央に貢進され、八世紀には郡から毎年春米として納められたのである。⁽²⁸⁾

国造領もまた評に編成されていく。⁽²⁹⁾国造制下における中央と地方の関係は、ヤマト朝廷が国造という身分を在地豪族に与えて在地支配者としての地位を承認し、一方国造は中央に対する服属儀礼としての貢納物を朝廷に納めていた。⁽³⁰⁾のちの賦役令土毛条にみえる土毛に相当するものである。彼らは自己の支配領域における収納物のほとんどを自らの倉庫に貯蓄し、中央への貢納物はごく限られたものであった。しかし国造領が評に編成されると、事情は変化する。評はその母胎や成立の事情に相違があるとしても、律令制的地方行政機構として編成される。したがって評の構造が一致するだけでなく、評自体の機能や中央に対する義務は一律にならねばならないから、国造領から転じた評は、アガタやミヤケから編成された評と同様に、のちの年料春米に相当する米穀の貢納を命じられる。

このように評は、成立事情に相違しても評として編成されることで、のちの年料春米に当るものと、服属儀礼に系譜を引く土毛貢献の二つの義務を課せられる。やがてそれらはともに令の条文中に定着する。

ところで評の成立に当って建てられた「屯倉」に貯えられた稲を評稲と仮称すると、中央政府は評稲に対し独自の権限をもっていたとは考えられない。『日本書紀』大化元年八月庚子条の東国国司発遣の詔中に、「但以公事往来之時、得騎部内之馬、得渡部内之飯」とあり、同大化二年三月辛巳条にも同じ文章がある。本記事の信憑性に問題もあるが、律令的支配体制の成立期に、官使の部内巡行等にさいし馬や食料の供給を定めており、たとえば『続日本紀』和銅五年五月甲申条の「初定国司巡行并遷代時、給粮馬脚夫之法、語具別式」はこれに関連するであろう。もとより両者に相違のある点はいうまでもないが、国司の部内巡行等のさいの馬、脚夫の供給料の基準が和銅五年に至って、ようやく制定されているのは、

国家がそれらの供給を命じていても、供給量は在地の自主性に委ね、国家は内容にまで介入していないのがわかる。

しかし評制の整備が進められ、国司制度の確立過程で、国衙自体も評に対する支配を強化していく。『日本書紀』天武四年四月壬午条に「諸国貸税、自今以後、明察百姓、先知富貧、簡定三等、仍中戸以下応与貸」と詔しているのは、国家が出挙について基準を示したものである。ただこの詔について一見すると、貸税を農民の再生産の資であるかの如くに理解されがちであるが、実際は出挙による国家財源の確保を意図していたのであろう。朱鳥元年七月丁巳に、前年十二月晦日以前の貸税の原免を詔しているのは、それが国家的な管理の下におかれている証左である。おそらくこれらの貸税は大税に当るものであろう。⁽³¹⁾とすると、すでに天武朝には評稲から大税が分離しているのであろう。

従来の出挙を財源にしていた評稲は、大税出挙によって圧迫を受けることになる。現実には評稲の管理に与かる評の官人が大税出挙の開始により各種の制約を蒙るが、しかし中央政府は地方財源をすべて国家的なものに吸収するのでなく、地方行政の運営費としてそれらの留保も考慮した。それがのちの郡稲である。和銅五年太政官処分という乏少しつつあった郡稲とはまさにこのように成立した稲で、律令国家が独自に設定した稲ではなかった。だからこそ大税を割取して補充し郡稲と乏少しつつある従来郡稲の間に、中央政府の郡稲の取扱いの上で相違が生じたのであろう。

一方国衙も郡稲に依存するだけでなく、独自の財源として公用稲を確保しつつあったと思われる。ただし、いまはそれの成立過程を明らかに出来ないが、律令国家は地方行政の運営費として郡稲の他に公用稲も考慮していたのであろう。地方行政費としてこの両者が予定されているとすると、令文中にこれらを個別に記すよりも、唐令にみえる官物の語で説明するのがより包括的である。大宝・養老両令にみえる官物と郡稲の関係を以上のように考えると、ごく自然に理解できるであろう。

なお『日本書紀』持統八年五月癸巳条に、諸国をして正月上玄に金光明経を読ませ、その布施として官物を充てさせているが、官物は飛鳥浄御原令の段階にはすでに成立しているのかも知れない。

以上、郡稲の成立過程を考えてきた。従来ミヤケや国造領に郡稲の起源を求めていたのに対し、それ自体を誤まりと考えるのではないが、郡の成立する前段階に評があった以上、ミヤケ・国造制から評制、そして郡制への移行の中で郡稲の

成立過程を再考する必要があるのではないかと考えてみた。その結果、評稲なるものを指定したが、まだまだ考慮しなければならぬ点も少くない。しかし与えられた紙数をすでに超過しているので、改めて別の機会に論じてみたい。

註

(1) 郡稲に関する研究は少なくないが、左に代表的な研究を掲げておこう。

① 藺田香融「隠岐国正税帳をめぐる諸問題」(『関西大学文学論集』六一三・四合併号)

② 同「律令財政成立史序説」(『古代史講座』五)

③ 同「出挙―天平から延喜まで―」(大阪歴史学会編『律令国家の基礎構造』)

④ 水野柳太郎「出挙の起源とその変遷」(『ヒストリア』二四)

⑤ 同「大宝令制下の郡稲」(『ヒストリア』三八)

⑥ 村尾次郎『律令財政史の研究』第四章第一節第二項

⑦ 虎尾俊哉「村尾次郎著『律令財政史の研究』」(『日本上古史研究』五一七、書評)

⑧ 田名網宏「養老六年の百万町開墾計画について」(『続日本紀研究』九一三)

⑨ 宮原武夫「古代における二つの田租」(『続日本紀研究』八一七)

⑩ 同『日本古代の国家と農民』第二部第四章

⑪ 舟尾好正「天平期越前に関する一考察」(『ヒストリア』五五)

⑫ 竹内理三「『郡稲』考」(『史観』八八)

⑬ 早川庄八「正税帳覚書」(『続日本紀研究』五一三)

以下右掲の論文名の引用に当っては⑬論文の如く記号で記す。

(2) 当太政官処分の主旨を、後述の如く郡稲出挙の開始に求める説もあるが、まず私は水野氏の⑬論文に従っておく。

(3) 註1の諸論文参照

(4) 宮原 註1①論文

(5) 宮原 註1②論文

(6) 水野 註1④論文が丹念に条文を解釈される。

郡稲の成立とその意義 (米田)

- (7) 虎尾 註1㊦論文
- (8) 水野 註1㊦論文
- (9) 虎尾 註1㊦論文
- (10) 田名網 註1㊦論文
- (11) 養老賦役令土毛条と同文のものが大宝令にも存したらしいのは『令集解』同条の古記の注釈から判断できる。
- (12) 水野 註1㊦論文は、令文にみえる官物の語について、『令集解』所引の注釈を検討し、広義の官物は私物に対するもの、狭義のものは郡稻に当るとされた。
- (13) 宮原 註1㊦論文
- (14) 蘭田 註1㊦㊧論文
- (15) 水野 註1㊦論文。紙数の都合で紹介できないが、是非参照されたい。
- (16) 宮原 註1㊦論文
- (17) 賦役令土毛条について、唐令に該当するものがないとする研究もあるが、『唐令拾遺』によると田令二田租条中に土毛の語がみえ、田令に土毛条が存在した可能性もある。補註参照。
- (18) 岸俊男「律令体制下の豪族と農民」(岩波講座日本歴史3)、註1㊦論文
- (19) 村尾氏は註1㊦著書で、「寛平八年の菅原道真の宇多天皇への上書中にみえる諸国の「帳外剩物」に当るとされたが、時代も降っているし、また租税外公稻が養老年間以降みえないので、村尾氏の如く考えられるかどうか判断としない。
- (20) 『続日本紀』神亀元年三月甲申条と『延暦交替式』延暦二十二年二月二十日太政官符所引の神亀元年三月格には若干文章上の出入りがある。本文中(一)内は『延暦交替式』による。
- (21) たとえば郡稻帳は和銅五年以降中央に上進するために作成されるようになったものではあるまいか。
- (22) 蘭田 註1㊦㊧論文、水野 註1㊦論文
- (23) 宮原 註1㊦論文
- (24) 註1の諸論文参照
- (25) 田中卓「郡司制の成立」(大阪社会事業短大『社会問題研究』二一四、三一・二)、蘭田香融「国衙と土豪との政治関係」(『古代の日本』9)

(26) 米田雄介「評の成立と構造」(『郡司の研究』)

(27) 宮原 註1⑧論文

(28) 年料春米が大宝田令田租条に関連するとすれば、ミヤケ―評―郡での出挙や大税と無関係と思われるのである。しかし実際は出挙によっておこなわれていたのを大宝令で田租条に規定した。しかるにその後も出挙によっておこなわれたため大税帳に年料春米の貢進がみえるのであろう。何故実際は出挙に依るにもかかわらず、田租条に規定したのかを検討しなければならないが、保留しておきたい。

(29) 米田 註26論文

(30) 竹内 註1③論文が明快に論じている。

(31) 宮原 註1⑧論文

(註17補註) 校正中に、吉岡真之氏のご教示により、菊池英夫「唐令復原研究序説——特に戸令・田令にふれて——」(『東洋史研究』三十一―四)の存在を知った。菊池氏によると、土毛条は唐令でも賦役令に存した可能性があると示唆されるが、いま検討の余裕がないので、その点の指摘に止め、改めて後日検討したい。